

東久留米市地域資源 PR マスコットキャラクター「湧水の妖精 るるめちゃん」
イラスト使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東久留米市地域資源 PR マスコットキャラクター「湧水の妖精 るるめちゃん」のイラスト（以下「イラスト」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(イラストの使用範囲)

第2条 次の各号に掲げる事項に該当する場合を除き、イラストを使用することができる。

- (1) 東久留米市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (5) 個別の企業等のキャラクターと誤認される恐れがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (7) その他、地域振興課長が、イラストの使用について不相当と認めた場合

(遵守事項)

第3条 イラストを使用する者は、地域振興課長が別に定める使用方法に従ってイラストを使用しなければならない。

(使用の申請)

第4条 イラストの使用を希望する者は、あらかじめイラスト使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、地域振興課長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を省略できるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係機関以外（機関紙や地域広報紙など）で、地域振興課長が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) 商用目的以外で使用する場合
- (5) その他地域振興課長が別に定めた場合

2 地域振興課長は、前項に定めるイラスト使用承認申請書のほかに、前項の規定による申請を行う者に次の書類等の提出を求めることができる。

- (1) 物件の完成見本（ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出を持って代えることができる。）
- (2) 企業・団体などの概要がわかる書類（事業概要書又は事業概要を紹介したパンフレット）
- (3) 商品デザインシート（商品の名称、商品の内容、販売価格、生産数量及び販売先を

記入したもの。)

(4) その他地域振興課長が必要と認める書類

(使用の承認)

第5条 地域振興課長は、前条第1項の申請書の提出があった場合、その内容を審査し適当と認めるときは、イラストの使用を承認する。

2 前項の承認は、イラスト使用承認書(様式第2号)をもって行い、不承認は、イラスト使用不承認書(様式第3号)をもって行う。

(使用料)

第6条 イラストの使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第7条 第5条第1項による承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめイラスト使用承認変更申請書(様式第4号)を地域振興課長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し等)

第8条 地域振興課長は、イラストの使用者が第2条各号のいずれかに該当した場合及び地域振興課長が別に定める使用方法に従わない場合は、その使用の差止め及び物件の回収の請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。

2 地域振興課長は、第5条第1項により承認を受けたイラストの使用がこの要領及び承認内容に違反していると認めたときは、イラスト使用承認取消通知書(様式第5号)により当該承認を取り消すことができる。

3 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件を使用してはならない。

(市の免責)

第9条 イラストの使用、前条第1項の請求等及び第2項の使用承認の取消しによりイラストの使用者が被った被害及び損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、イラストの使用について必要な事項は、地域振興課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、令和4年9月30日より施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。